

管理番号 No. _____

重要事項説明書

訪問看護(介護保険・医療保険)／介護予防訪問看護 統合版

本書は、介護保険と医療保険の重要事項を一冊にまとめたものです。利用者様に適用される保険区分の項目と「共通」の項目をご確認ください。

利用者・事業者

利用者	様
事業者	ひのき訪問看護ステーション

適用する保険区分(該当欄にチェック)

介護保険	☐ 訪問看護 ☐ 介護予防訪問看護
医療保険	☐ 指定訪問看護

表示の見方

表示	適用範囲
共通	介護保険・医療保険のいずれにも適用します。
介護保険	訪問看護・介護予防訪問看護を介護保険で利用する場合に適用します。
医療保険	指定訪問看護を医療保険で利用する場合に適用します。
共通・区分別	共通事項と保険区分ごとの事項を併記しています。

保険区分が変更になった場合は、変更後に適用される事項を改めてご説明します。

- 共通 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

項目	内容
事業者名称	株式会社翌檜
代表者氏名	代表取締役 安藤 佑子
本社所在地	〒440-0831 愛知県豊橋市西岩田一丁目 6 番地 11
法人設立年月日	令和 8 年 2 月 5 日

- 共通・区分別 利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

共通 事業所の所在地等

項目	内容
事業所名称	ひのき訪問看護ステーション
介護保険指定事業所番号	2362090785
事業所所在地	〒440-0831 愛知県豊橋市西岩田一丁目 6 番地 11
連絡先・相談担当者	電話:0532-74-7180 FAX:0532-74-7181 相談担当者:安藤 佑子
サービス提供地域	豊橋市、豊川市

介護保険 事業の目的及び運営の方針

項目	内容
事業の目的	ひのき訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、その療養生活を支援して、心身機能の維持回復を図ります。

医療保険 事業の目的及び運営の方針

項目	内容
事業の目的	ひのき訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の特性を踏まえて療養生活の向上を目指し、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、心身機能の維持回復を図ります。

共通 事業所窓口の営業日及び営業時間

項目	内容
営業日	月曜日～日曜日(祝日を含む)。ただし、年末年始(12月30日～1月3日)を除きます。
営業時間	9時00分～18時00分

共通・区分別 事業所の職員体制

項目	内容
管理者	安藤 佑子

介護保険における職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	主治の医師の指示に基づき、適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 従業員に法令等を遵守させるため、必要な指揮命令を行います。	常勤1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	サービス開始時に主治の医師から文書による指示を受け、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出して密接に連携します。 主治の医師の指示に基づいて訪問看護計画を作成し、利用者等に説明して同意を得た上で交付します。 指定訪問看護の実施状況を把握し、必要に応じて訪問看護計画を変更します。 利用者又は家族に療養上必要な事項を分かりやすく指導・説明し、病状、心身の状況及び環境の把握に努めます。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携します。 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤1名
看護職員(看護師・准看護師)	訪問看護計画に基づき、指定訪問看護を提供します。 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤1名 非常勤1名

医療保険における職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	主治の医師の指示に基づき、適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 従業員に法令等を遵守させるため、必要な指揮命令を行います。	常勤1名

職	職務内容	人員数
看護師	サービス開始時に主治の医師から文書による指示を受け、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出して密接に連携します。 主治の医師の指示に基づいて訪問看護計画を作成し、利用者等に説明して同意を得た上で交付します。 指定訪問看護の実施状況を把握し、必要に応じて訪問看護計画を変更します。 利用者又は家族に療養上必要な事項を分かりやすく指導・説明し、病状、心身の状況及び環境の把握に努めます。 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 1 名 非常勤 1 名
看護師(准看護師)	訪問看護計画に基づき、指定訪問看護を提供します。 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 1 名 非常勤 0 名

・ 共通・区分別 提供するサービスの内容及び費用について

共通・区分別 訪問看護計画の作成

項目	介護保険	医療保険
計画作成の基礎	主治の医師の指示及び居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等をアセスメントし、援助目標に応じた具体的なサービス内容を定めます。	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等をアセスメントし、援助目標に応じた具体的なサービス内容を定めます。

共通・区分別 訪問看護の提供

訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。具体的な内容は次のとおりです。

共通する内容

- ・ 利用者の状態把握
- ・ 療養上のケア・処置
- ・ 利用者・家族への指導
- ・ 服薬管理
- ・ ターミナルケア
- ・ その他、医師の指示による処置

区分	介護保険で明記する内容	医療保険で明記する内容
区分別の内容	カテーテル等の管理、認知症患者の看護	点滴・カテーテル等の管理

共通 看護職員の禁止行為

看護職員は、サービス提供にあたって次の行為を行いません。

- ・ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などを預かること
- ・ 利用者又は家族から金銭、物品、飲食を受けること

- ・ 利用者の同居家族に対してサービスを提供すること
- ・ 利用者の居宅で飲酒、喫煙又は飲食をすること
- ・ 身体拘束その他利用者の行動を制限すること(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。)
- ・ 利用者又は家族等に対して宗教活動、政治活動、営利活動その他の迷惑行為を行うこと

共通・区別 提供するサービスの利用料

項目	介護保険	医療保険
保険適用時	介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用について、利用者負担分をお支払いいただきます。	医療保険制度に基づく額について、利用者の負担割合に応じた額をお支払いいただきます。
料金表	別紙の規定料金表に定める所定の利用料をお支払いいただきます。	別紙の規定料金表に定める所定の利用料をお支払いいただきます。
保険外・限度額超過	介護保険外のサービス(制度上の支給限度額を超える場合を含みます。)は全額自己負担となり、現金でお支払いいただきます。	医療保険制度外のサービス(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含みます。)は全額自己負担となり、現金でお支払いいただきます。
制度改正等	介護保険法その他の関係法令の改正、診療報酬・介護報酬改定等により料金が変わる場合は、事前に書面等でご説明します。	医療保険制度その他の関係法令の改正、診療報酬改定等により料金が変わる場合は、事前に書面等でご説明します。

共通 キャンセルについて

サービスの利用を中止する場合は、速やかに当事業所までご連絡ください。利用者の都合で中止する場合は、サービス前日の営業時間内にご連絡ください。容態急変・緊急など、やむを得ない事情がある場合は当日キャンセルもお受けします。

キャンセル料:0円

医療保険 ベースアップ評価料について

事業所は、看護職員等の賃金改善及び処遇改善を目的とした国の制度に基づき、所定の基準を満たしているため算定しています。当該算定料は、職員の処遇改善及び安定したサービス提供体制の確保に活用します。

共通・区別 サービスの提供にあたって

介護保険 介護保険で利用する場合

- ・ サービス提供に先立ち、介護保険被保険者証に記載された被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認します。
- ・ 被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事業所へお知らせください。

- 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに申請できるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が行われていない等の場合で必要と認められるときは、認定有効期間終了の遅くとも 30 日前までに更新申請が行われるよう必要な援助を行います。
- 主治の医師の指示及び居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて訪問看護計画を作成します。作成した計画は利用者又は家族に説明します。
- サービスは訪問看護計画に基づいて提供します。利用者等の心身の状況や意向等の変化により、必要に応じて計画を変更します。
- 看護職員に対する具体的な指示・命令は当事業者が行い、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分配慮します。

医療保険 医療保険で利用する場合

- サービス提供に先立ち、医療保険証及び各種受給者証等により、医療保険の加入状況、保険資格、自己負担割合及び公費医療の適用状況等を確認します。
- 被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事業所へお知らせください。
- 主治の医師の指示に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて訪問看護計画を作成します。作成した計画は利用者又は家族に説明します。
- サービスは訪問看護計画に基づいて提供します。利用者等の心身の状況や意向等の変化により、必要に応じて計画を変更します。
- 看護職員に対する具体的な指示・命令は当事業者が行い、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分配慮します。

・ 共通 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

項目	内容
虐待防止に関する責任者	管理者 安藤 佑子

- ・ 苦情解決体制を整備します。
- ・ 従業者に対し、虐待防止の啓発・普及を目的とした研修を実施します。
- ・ サービス提供中に、事業所従業者又は養護者(利用者の家族等、利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村へ通報します。

・ 共通・区分別 秘密の保持と個人情報の保護について

共通 利用者及び家族に関する秘密の保持

- ・ 事業者は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。
- ・ 事業者及び事業者が使用する者(以下「従業者」といいます。)は、サービス提供上知り得た利用者又は家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ・ 秘密を保持する義務は、サービス提供契約終了後も継続します。
- ・ 事業者は、従業者である期間及び従業者でなくなった後も業務上知り得た秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

共通・区分別 個人情報の利用・情報共有

項目	介護保険	医療保険
事前同意	利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で用いません。	利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス提供に必要な関係機関との連携・情報共有等において利用者の個人情報を用いません。家族の個人情報についても同様です。

共通 個人情報を含む記録の管理・開示

- ・ 利用者又は家族の個人情報を含む記録物(紙のほか、電磁的記録を含みます。)は、善良な管理者の注意をもって管理し、処分時にも第三者への漏えいを防止します。
- ・ 事業者が管理する情報は、利用者の求めに応じて開示します。開示結果により訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査し、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行います。開示に複写料等が必要な場合は、利用者の負担となります。

- 共通・区分別 **事故発生時の対応方法について**

項目	介護保険	医療保険
連絡・措置	指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに東三河広域連合及び市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な措置を講じます。	指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに東海北陸厚生局及び市区町村、利用者の家族、利用者に係る関係機関へ連絡し、必要な措置を講じます。

- 事故の状況及び事故に際して行った処置を記録します。
- 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

- 共通 **身分証携行義務**

訪問看護員は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

- 介護保険 **心身の状況の把握**

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

- 介護保険 **居宅介護支援事業者等との連携**

- 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。
- サービス開始時に、本書に基づき作成する訪問看護計画の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者へ速やかに送付します。
- サービス内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを居宅介護支援事業者へ速やかに送付します。

- 共通・区分別 **サービス提供の記録**

項目	介護保険	医療保険
主治医への提出	訪問看護(介護予防)計画書・訪問看護(介護予防)報告書等を作成し、主治医へ提出します。	訪問看護計画書・訪問看護報告書等を作成し、主治医へ提出します。

- サービス提供時は、訪問看護記録等に必要事項を記録します。
- 訪問看護記録書等は、情報通信機器を用いて電子媒体で管理します。
- 指定訪問看護の実施ごとにサービス提供記録を作成し、その記録はサービス提供日から5年間保存します。
- 利用者は、保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求できます。

- 提供した指定訪問看護について、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要事項を記載します。

医療保険 医療 DX 推進体制について

事業所は、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用し、質の高い訪問看護の提供に努めます。また、マイナ保険証の利用促進等、医療 DX を通じた医療提供体制の向上に取り組めます。

共通・区分別 サービス提供に関する相談・苦情について

共通 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問看護に関する利用者及び家族からの相談・苦情を受け付ける窓口を設置します。対応体制及び手順は次のとおりです。

- 相談及び苦情の内容について、相談苦情対応シートを作成します。
- 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳しく把握するため、必要に応じて訪問し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- 苦情解決責任者は、訪問職員に事実関係を確認します。
- 苦情解決責任者は、把握した状況をスタッフとともに検討し、対応方針を決定します。

共通・区分別 苦情申立ての窓口

適用区分	窓口	所在地・連絡先
共通	ひのき訪問看護ステーション	所在地:豊橋市西岩田一丁目 6 番地 11 電話:0532-74-7180 FAX:0532-74-7181 担当者:安藤 佑子
介護保険	東三河広域連合 介護保険課	所在地:豊橋市八町通二丁目 16 番地 電話:0532-26-8460
医療保険	東海北陸厚生局	所在地:名古屋市中区三の丸 2-2-1 電話:052-228-6179
共通	愛知県国民健康保険団体連合会	所在地:名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 電話:052-971-4165

共通 災害・感染症等発生時の対応

- 災害、悪天候、感染症の流行、職員の急病等により、やむを得ず訪問時間又は訪問日の変更をお願いする場合があります。
- 可能な限り通常どおりサービスを提供できるよう努めますが、職員体制等の都合により調整をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

- **共通 契約解除について**

次の場合は、サービス提供を中止し、又は契約を解除させていただくことがあります。

- 利用者又は家族から職員に対する暴力行為、暴言、セクシュアルハラスメントその他の迷惑行為が認められ、状況改善に向けた話し合いを行っても改善が見られない場合、又は職員の安全確保が困難と判断される場合
- 利用料金について、正当な理由なく長期間未払いが続き、再三の請求にもかかわらずお支払いいただけない場合
- 訪問看護サービスの範囲を超える対応や職員に対する禁止行為等について説明したにもかかわらず、繰り返し無理な要求や強要がある場合

契約解除にあたっては、利用者及び家族へ十分に説明します。

- **共通 その他**

適切かつ安全なサービス提供のため、次の事項についてご理解とご協力をお願いします。

- 年金等の金銭管理、金銭の貸し借り、通帳・印鑑等の管理及び鍵の預かりはお受けできません。
- 契約内容及び訪問看護サービスの範囲を超える対応はお受けできません。
- 職員への贈り物や金品の授受、飲食等のおもてなしはご遠慮ください。

利用者及び家族との適切な関係性を保ちながら、公平かつ安全なサービス提供に努めます。ご理解とご協力をお願いします。

• 共通・区分別 **重要事項説明の年月日及び同意**

項目	記入欄
説明年月日	年 月 日

共通・区分別 **説明を受けた保険区分(該当欄にチェック)**

項目	記入欄
保険区分	☐ 介護保険(訪問看護・介護予防訪問看護) ☐ 医療保険(指定訪問看護)

上記内容について、本重要事項説明書に基づき利用者へ説明しました。

事業者	項目	記入欄
事業者	事業所名	ひのき訪問看護ステーション
事業者	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から受け、内容に同意し、本重要事項説明書の交付を受けました。

当事者	項目	記入欄
利用者	住所	
利用者	氏名	
代理人	住所	
代理人	氏名	

